十三　重度の障害者等の受入状況	病棟	
イ　難病等特別入院診療加算の算定件数		
ロ　特殊疾患入院施設管理加算の算定件数		
ハ　超重症児（者）入院診療加算及び準超重症児（者）入院診療加算の算定件数		
ニ　強度行動障害入院医療管理加算の算定件数		
十四　病床を有する診療所の機能	病棟	
イ　往診を行った患者の数		
ロ　訪問診療の実施回数		
ハ　診療所内及び診療所外での看取りの数		
ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数		
ホ　病状が急変した患者の入棟件数		
ヘ　過去一年間の新規入棟患者のうち、他の急性期医療を行う病院から受入れを行った患者の割合		
ト　病床を有する診療所の役割		

附　則

当分の間、上欄第五号、第六号（リに係る部分を除く。）、第七号（カに係る部分を除く。）、第八号（カからタまでに係る部分を除く。）、第九号、第十号、第十一号（リからワまでに係る部分を除く。）、第十二号、第十三号及び第十四号（ニに係る部分に限る。）に掲げる公表内容に係る下欄に掲げる公表単位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院又は診療所」とする。

○厚生労働省告示第百九十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第四及び第八の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

一　指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）第十一条

二　生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第百二十五号）第五号

三　医療観察指定医療機関医療担当規程（平成十七年厚生労働省告示第三百六十七号）第七条

四　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）第十条

五　指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）第八条

第二　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一項第十三号中「並びに介護予防支援事業」を「、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業」に改める。

第二項第五号中「及び指定地域密着型介護予防サービスを行う事業」を「、指定地域密着型介護予防サービスを行う事業並びに第一号事業（第一号訪問事業及び第一号通所事業に限る。）」に改める。

第三　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五号イの表施行規則第百四十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。の項中「施行規則第百四十条の八」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十七号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則第百四十条の八」に改める。

第四　介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額（平成十二年厚生省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、同号ハ中「九十分の百」の下に「（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、第二号イ中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、第三号イ中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、同号ハ中「九十分の百」の下に「（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、第四号イ中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、同号ハ中「九十分の百」の下に「（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加える。

第五　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八号中「指定介護予防訪問介護（」の下に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた」を、「指定夜間対応型訪問介護をいう。）」の下に「並びに指定事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。）により行われる当該指定に係る第一号訪問事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。）」を加える。

第六　要介護認定等基準時間の推計の方法（平成十二年厚生省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。